

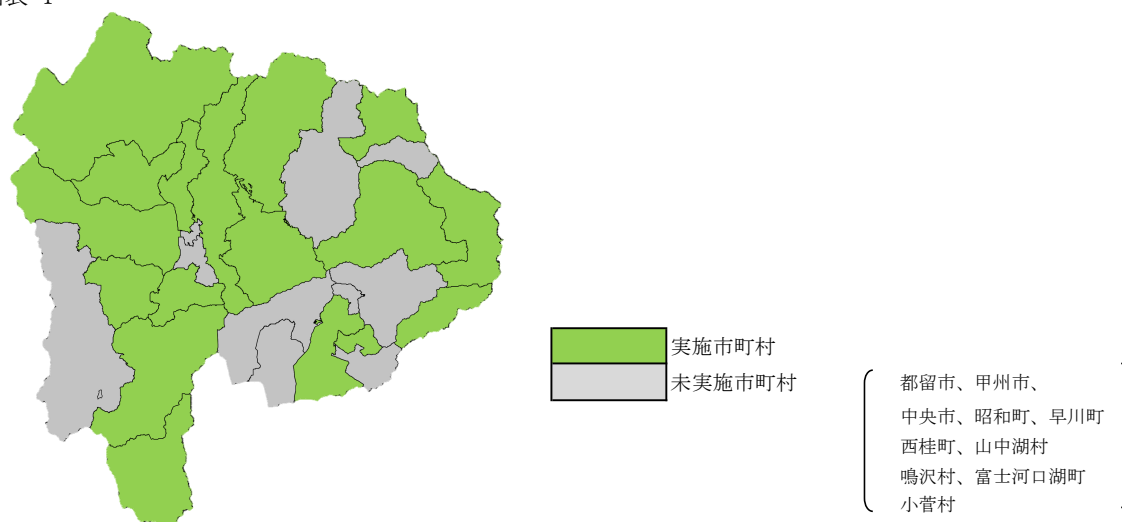
1 市町村の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、棚田地域振興法等の地域振興関連9法（以下、「9法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する市町村で実施することができる。

山梨県内の27市町村のうち、指定された地域を有する市町村は26市町村あり、そのうち令和7年度に同制度を実施した市町村は17市町村である。

なお、未実施9市町村のうち3町村は同制度の下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がなく、6市町が農家の高齢化等により協定締結が困難という理由から本制度を実施していない。

図表-1



2 協定締結の状況

（1）協定形態別内訳

令和7年度の協定数については、集落協定は23減少して271協定、個別協定は2増加して9協定で計280となっている。

協定面積については、集落協定は276ha減少して3,213ha、個別協定は13ha増加して74haで、合計3,287haとなっている。

交付金額については、集落協定は20,016千円減少して465,670千円、個別協定は1千円減少して8,533千円で、合計474,203千円の交付となっている。

また、集落協定のうち、体制整備のための前向きな活動として、ネットワーク化活動計画の作成を位置付けた体制整備単価（単価の10割）の協定が211（77.9%）、基礎単価（単価の8割）の協定が60（22.1%）、個別協定では全協定が体制整備単価となっている。

図表-2

（単位：件、人、ha、千円）

	集落協定	うち体制整備単価		個別協定	計	前年比(%)
		うち体制整備単価	うち基礎単価			
協定数	271	211	60	9	280	93.0%
参加者数	8,818	7,130	1,688	9	8,827	89.3%
協定面積	3,213	2,739	474	74	3,287	92.6%
交付金額	465,670	420,912	44,758	8,533	474,203	95.9%

（2）協定面積に占める農振農用地区域編入面積

協定面積のうち、令和7年度に農振農用地に編入した面積は0である。

図表-3 今期対策(R7～)における農振農用地区域編入面積（単位：a）

	田	畑	計
令和7年度～	0	0	0
協定面積占有率(%)	0.0%	0.0%	0.0%

(3) 集落協定参加者の構成

集落協定参加者の構成では、農業者が最も多く、94.2%となっており、ついで、非農業者4.1%、法人0.9%となっている(図表-4)。個別協定では認定農業者が最も多くなっている(図表-5)。

図表-4 集落協定参加者の構成

(単位：人数・組織数、%)

	農業者	法人	農業生産組織	土地改良区	非農業者	その他	計
人数等	8,309	77	29	3	359	41	8,818
構成比	94.2%	0.9%	0.3%	0.0%	4.1%	0.5%	100.0%

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる。

図表-5 個別協定の経営形態別内訳(単位：人数・組織数、%)

	認定農業者	認定農業者に準ずる者	農地所有適格法人等	計
人数等	6	0	3	9
構成比	66.7%	0.0%	33.3%	100%

(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

協定面積について、集落協定は一協定当たり11.86ha、一人当たり0.36ha、個別協定は一協定当たり8.20haとなっている。

また、交付金額について、集落協定は一協定当たり1,718千円、一人当たり53千円、個別協定は一協定当たり948千円となっている。

図表-6

(単位：人、ha、千円)

	集落協定			個別協定	
	計	一協定当たり	一人当たり	計	一協定当たり
協定面積	3,213	11.86	0.36	74	8.20
交付金額	465,670	1,718	53	8,533	948

(5) 協定面積の地目・区分別内訳

地目別では、田が2,922ha(88.9%)、畑が364ha(11.1%)となっている。

区分別では急傾斜が1,777ha(54.1%)、緩傾斜が1,435ha(43.7%)、高齢化率・耕作放棄率が75ha(2.3%)となっている。

前年に比べると、畑の面積が大きく減少しており、高齢化率・耕作放棄率の農地の面積が増えている。

図表-7

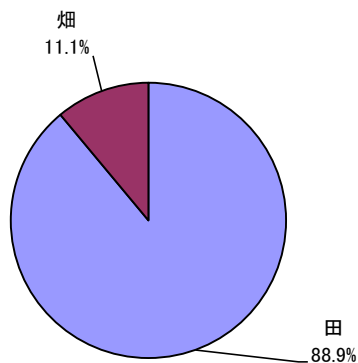
(単位：ha)

	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	計
田	1,677	1,188	57	2,922
前年比(%)	93.8%	93.6%	167.6%	94.5%
畑	100	246	18	364
前年比(%)	82.0%	76.2%	138.5%	79.3%
計	1,777	1,435	75	3,287

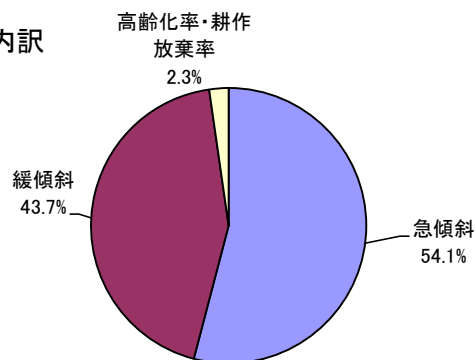
注)

・高齢化率・耕作放棄率とは、高齢化率が40%以上かつ耕作放棄率が一定以上で市町村長が認めたもの
・四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

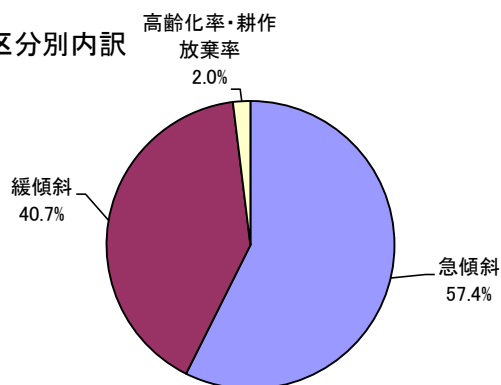
地目別内訳



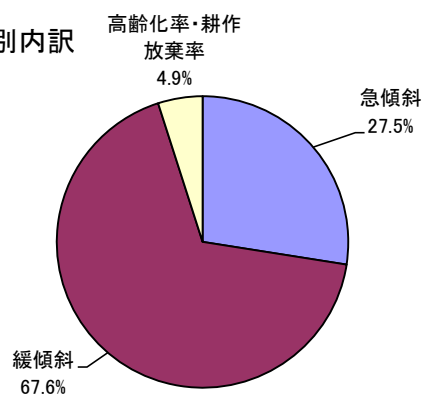
区分別内訳



田の区分別内訳



畑の区分別内訳



(6) 地域別実施状況

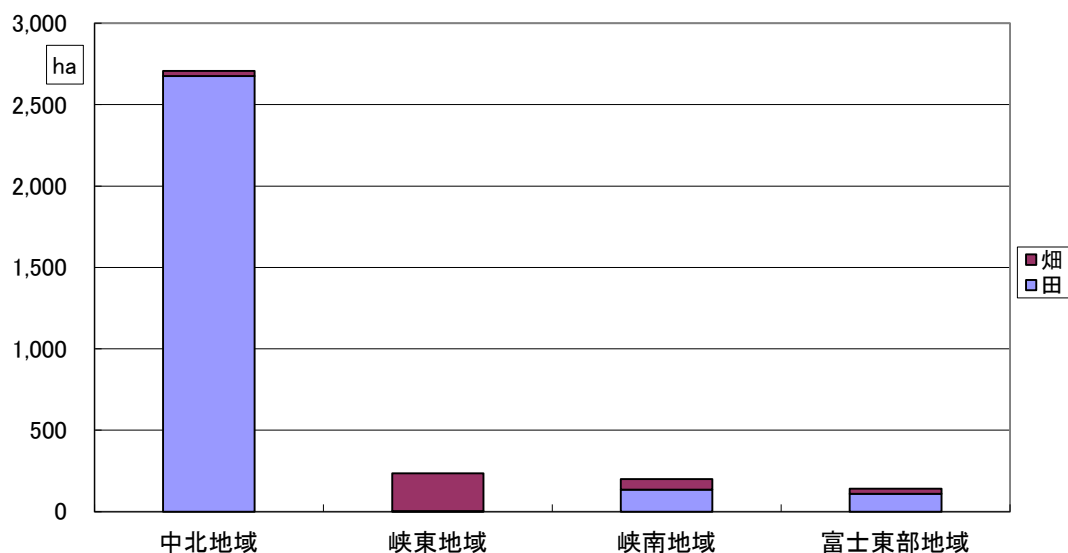
協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いのは中北地域で2,707haとなっている。
 地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,676ha、畑で最も多いのが峡東地域で234haとなっている。
 前年度と比べると、中北地域は185ha減少、峡東地域は90ha減少しているが、峡南地域は21ha増えている。

図表-8

(単位：ha)

	田	畑	計	割合
中北地域	2,676	31	2,707	82.4%
峡東地域	3	234	237	7.2%
峡南地域	135	65	201	6.1%
富士東部地域	109	33	142	4.3%
計	2,922	364	3,287	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

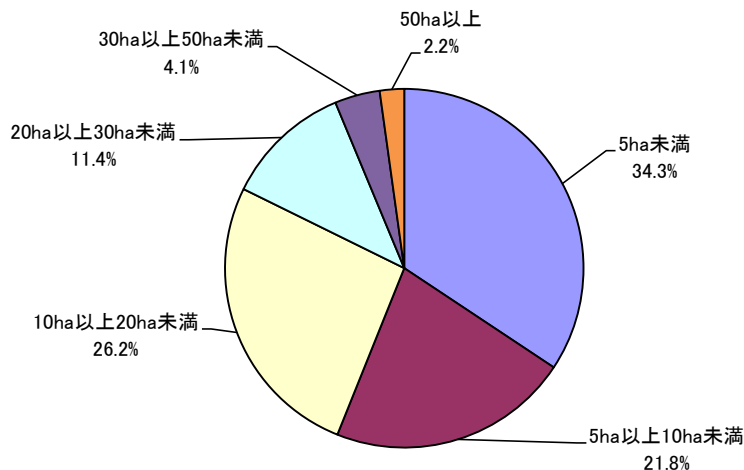


(7) 集落協定：協定面積別協定数

一協定当たりの平均面積は11.86haであるが、面積別協定数をみると、最も多いのが5ha未満で93協定(34.3%)、次に10ha以上20ha未満が71協定(26.2%)となっている。

図表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	49	34	61	29	10	5	188
峡東地域	9	11	7	0	1	0	28
峡南地域	23	6	3	2	0	0	34
富士東部地域	12	8	0	0	0	1	21
計	93	59	71	31	11	6	271

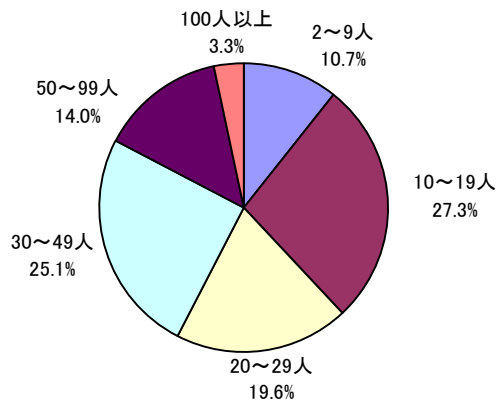


(8) 集落協定：協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均参加者数は32.5人(8,818人/271協定)であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが10人～19人で74協定(27.3%)、次が30人～49人で68協定(25.1%)となっている。

図表-10

	2～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	計
中北地域	19	49	31	55	28	6	188
峡東地域	4	6	8	6	4	0	28
峡南地域	4	11	8	5	4	2	34
富士東部地域	2	8	6	2	2	1	21
計	29	74	53	68	38	9	271



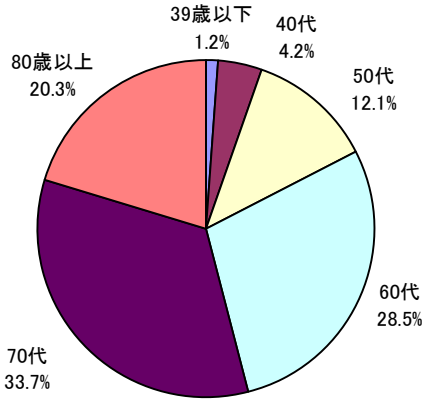
(9) 集落協定：年齢別参加者数

年齢別の参加者数をみると、最も多いのが70代で2,924人(33.7%)、次が60代で(28.5%)となっている。

図表-11

	39歳以下	40代	50代	60代	70代	80歳以上	計
中北地域	74	287	802	1,701	2,015	1,216	6,095
峡東地域	13	31	78	222	235	149	728
峡南地域	10	32	96	302	439	286	1,165
富士東部地域	4	13	72	246	235	110	680
計	101	363	1,048	2,471	2,924	1,761	8,668

注) 協定参加者のうち、農業者及び非農業者の計8,668人の内訳である。



3 共同取組活動の実施状況

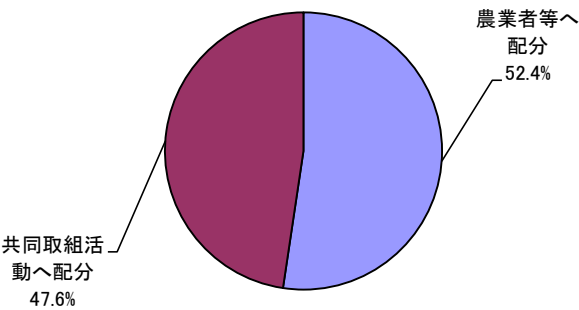
(1) 集落協定における交付金の配分状況

共同取組活動へ221,843千円(47.6%)、農業者へ243,828千円(52.4%)が配分されている。前年に比べると、共同取組活動へ配分が増加している。

図表-12 (千円)

	共同取組活動配分	農業者等配分	計
金額	221,843	243,828	465,670
前年比	108.2%	86.9%	95.9%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

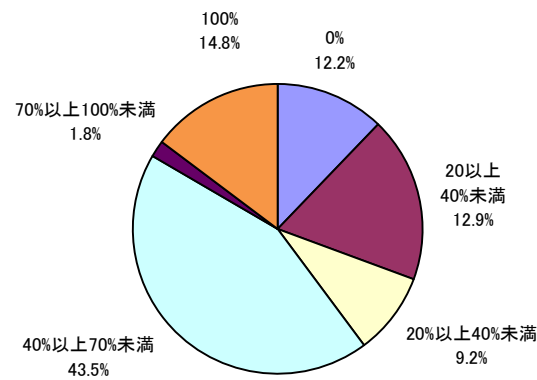


(2) 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で118協定(43.5%)となっている。

図表-13

	0%	0%を超え20%未満	20%以上40%未満	40%以上70%未満	70%以上100%未満	100%	計
中北地域	9	28	19	112	5	15	188
峡東地域	11	15	1	1	0	0	28
峡南地域	1	1	5	2	0	25	34
富士東部地域	12	6	0	3	0	0	21
計	33	50	25	118	5	40	271



(3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると、選択協定数では、「役員報酬」が最も多く200協定、次いで「道・水路管理費」が141協定となっている。

使用金額では、「道・水路管理費」が最も多く49,957千円、次いで「農地管理費」が29,407千円、「役員報酬」が28,056千円となっている。

なお、法人設立関係費、農産物等の販売促進関係費、都市住民との交流促進関係費を計上している協定はない。

○主な交付金の使途の内容（複数選択）

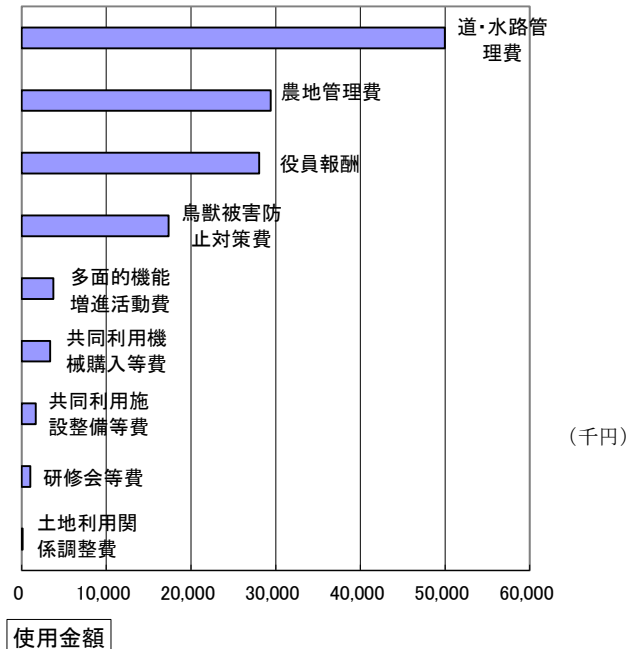
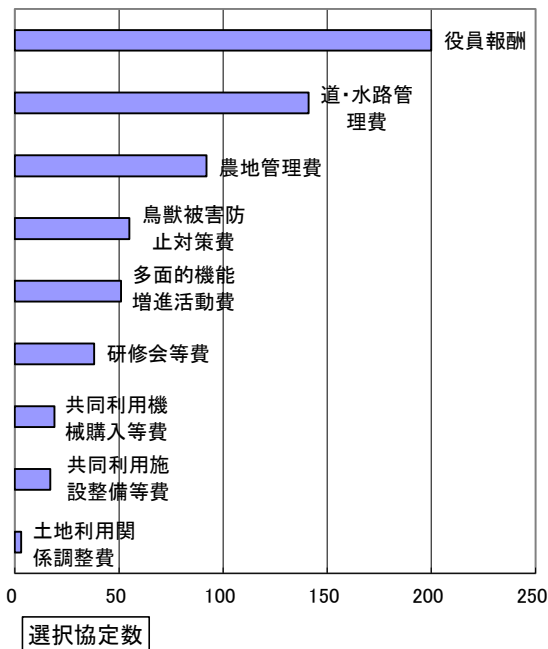
- ・役員報酬：集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等費：協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修
- ・道・水路管理費：農道・水路等の清掃、補修、点検等
- ・農地管理費：畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理・復旧、農作業受委託等
- ・鳥獣被害防止対策費：防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等
- ・共同利用機械購入等費：トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等
- ・共同利用施設整備等費：育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等
- ・多面的機能増進活動費：景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等
- ・土地利用調整関係費：利用権の設定、農作業の委託費の話し合い等
- ・法人設立関係費
- ・農産物等の販売促進関係費：パッケージ、パンフの作成、ブランド化等
- ・都市住民との交流促進関係費：施設の設置・運営、棚田オーナー等

図表-14

(使用金額：千円) (複数選択)

	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費
選択協定数	200	38	141	92	55	19	17	51	3
使用金額	28,056	1,033	49,957	29,407	17,352	3,400	1,678	3,725	117

※使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



(4) 農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項

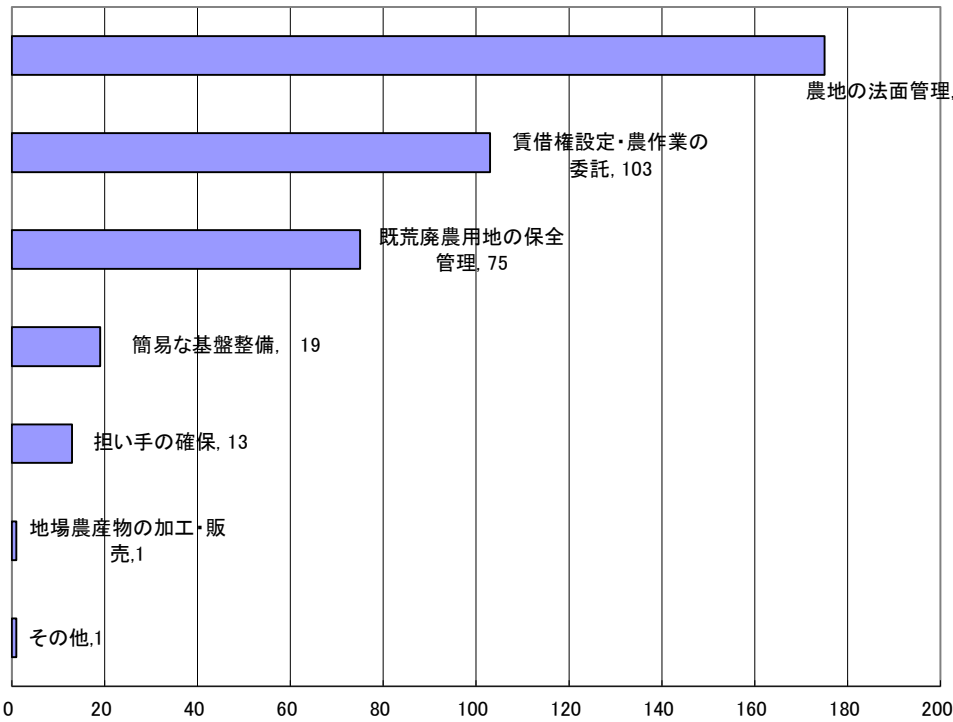
集落協定の活動内容の必須事項の中で、農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「農地の法面管理」で175協定

（64.6％）で、次いで「賃借権設定・農作業の委託」が103協定（38.0％）、「既荒廃農用地の保全管理」が75協定（27.7％）の順となっている。

図表-15

（複数選択）

	賃借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の復旧・畜産的利用	既荒廃農用地の保全管理	農地の法面管理	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売	その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）
選択協定数	103	9	75	175	19	13	1	1

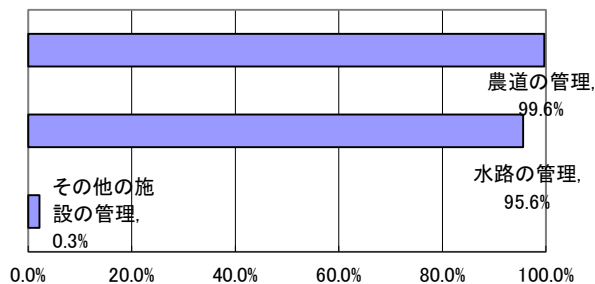


(5) 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項

集落協定の活動内容の必須事項の中で、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「農道の管理」を位置付けている協定数は270協定（99.6%）、「水路の管理」を位置付けている協定が259協定（95.6%）となっている。

図表-16 （複数選択）

	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
選択協定数	259	270	6



(6) 多面的機能を増進する活動に関する事項

集落協定の活動内容の選択の必須事項の中で、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「周辺林地の下草刈り」が最も多く、200協定（73.8%）で位置付けられている。次いで、「景観作物の作付け」で79協定（29.2%）の順となっている。

○主な内容

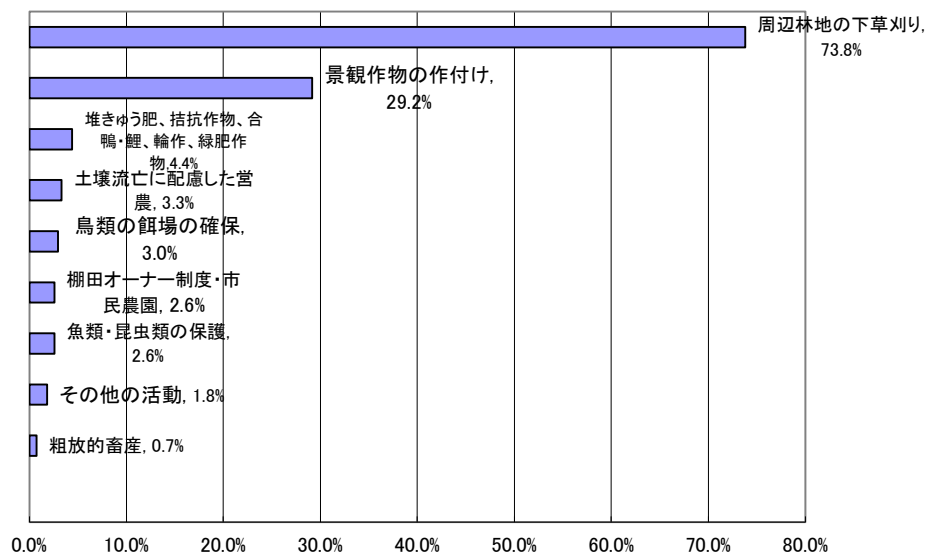
- ①周辺林地の下草刈り、②棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営、③景観作物の作付け、④土壌流亡に配慮した営農、⑤体験民宿（グリーン・ツーリズム）、⑥魚類・昆虫類の保護、⑦鳥類の餌場の確保、⑧粗放的畜産、⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付、⑩その他の活動

図表-17

(複数選択)

	周辺林地の下草刈り	棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営	景観作物の作付け	土壌流亡に配慮した営農	体験民宿（グリーン・ツーリズム）
選択協定数	200	7	79	9	0

	魚類・昆虫類の保護	鳥類の餌場の確保	粗放的畜産	堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け	その他の活動
選択協定数	7	8	2	12	5



(7) ネットワーク化活動計画の作成

ネットワーク化活動計画は、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画であり、第6期対策から導入された。

体制整備単価（単価の10割）を交付されている集落協定においては、令和11年度までにネットワーク化活動計画を策定しなければならないが、現在、策定済みは25協定である。また、計画の内容については、ネットワーク化、統合または多様な組織等の参画の中で、ネットワーク化を選択する協定が最も多く、44協定となっている。

図表-18 ネットワーク化活動計画の策定状況

	計画を作成中	計画を市町村へ提出済み
選択協定数	186	25
割合	88.2%	11.8%

図表-19 ネットワーク化活動計画の内容

	ネットワーク化	統合	多様な組織等の参画
選択協定数	44	13	17
割合	20.9%	6.2%	8.1%

注) 体制整備単価の211協定のうち、計画内容が未定の協定が137ある。

(8) ネットワーク化活動計画の内容：ネットワーク化

ネットワーク化で解決しようとする課題については、事務担当者の人材不足や共同取組活動参加者の不足が最も多く、31協定となっている（図表-20）。

ネットワーク化により連携して実施する活動については、事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）が最も多く、30協定となっている（図表-21）。

連携方法は、協議会型が最も多く28協定となっている（図表-22）。

図表-20 ネットワーク化で解決しようとする課題（複数選択）

	①リーダーの人材不足	②事務担当者の人材不足	③共同取組活動参加者の不足	④農業の担い手の人材不足	⑤農作業機械や施設の不足	⑥知見や技術の不足	⑦その他
選択協定数	21	31	31	23	2	19	1

図表-21 ネットワーク化により連携して実施する活動（複数選択）

	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）	②農地保全（草刈り、荒廃防止活等）	③水路・農道等の維持管理	④機械・施設の共同利用	⑤農作業の共同化	⑥農業の担い手育成	⑦地場農産物の加工・販売
選択協定数	30	15	16	0	1	4	0

	⑧鳥獣害対策	⑨多面的機能を増進する活動
選択協定数	5	1

図表-22 連携方法

	①協議会型	②活動連携型	③共同委託型
選択協定数	28	16	0

(9) ネットワーク化活動計画の内容：多様な組織等の参画

多様な組織等の参画について、集落協定の構成員の組織数及び別途協定等を締結する組織数は図表-23のとおりである。

多様な組織等の参画で解決しようとする課題については、共同取組活動参加者の不足が最も多く、24協定となっている(図表-24)。

多様な組織等の参画により連携して実施する活動については、農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)が最も多く、19協定となっている(図表-25)。

図表-23 多様な組織等のうち集落協定の構成員及び別途協定等を締結する組織数

(複数選択)

	自治会・町内会	地域づくり協議会・地域運営組織	社会福祉協議会	企業	NPO	学校(小学校、中学校、高校、大学)	土地改良区	多面的機能支払活動組織(保全会)	その他
集落協定の構成員の組織数	12	0	0	0	0	1	1	0	6
別途協定等を締結する組織数	2	1	2	2	0	0	0	0	4

図表-24 多様な組織等の参画で解決しようとする課題 (複数選択)

	事務担当者の人材不足	共同取組活動参加者の不足	農業作業の人材不足	知見や技術の不足	その他
選択協定数	11	24	8	0	2

図表-25 多様な組織等の参画により連携して実施する活動 (複数選択)

	①事務の適切な実施	②農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	③水路・農道等の維持管理	④農作業	⑤地場農産物の加工・販売	⑥鳥獣害対策	⑦多面的機能を増進する活動	⑧その他
選択協定数	10	19	16	14	1	3	14	4